

子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業） 自主点検シート [令和2年6月版]

※ この自主点検シートの対象は、「一般型」の子育て支援センターとしています。
「連携型」の子育て支援センターは対象外です。

| | | | | |
|--------------------------------|---|---|-----|--|
| センター | 名 称 | | | |
| | 所 在 地 | 志木市 | TEL | |
| | 管理者（責任者） | (氏名) (職名) | | |
| 子ども・子育て支援交付金 基準額区分（一般型・基本分） | 【3～4日型】 | <input type="checkbox"/> 職員を合計3名以上配置 <input type="checkbox"/> 職員を合計2名以上配置 | | |
| | 【5日型】 | <input type="checkbox"/> 常勤職員を配置 <input type="checkbox"/> 非常勤職員のみを配置 | | |
| | 【6～7日型】 | <input type="checkbox"/> 常勤職員を配置 <input type="checkbox"/> 非常勤職員のみを配置 | | |
| 運営法人 | 法 人 名 | | | |
| | 代 表 者 名 | | | |
| 運 営 形 態 | <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助 | | | |
| 事 業 の 開 始 年 月 | | | | |
| 記 入 年 月 日 | | 記入者 | | |

志木市 福祉部 福祉監査室 TEL : 048-473-1111 内線2883・2884
E-mail : fukushi-kansa@city.shiki.lg.jp

自主点検シートについて

- このシートは、「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成26年5月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 [最終改正：令和2年3月27日]）の別紙「地域子育て支援拠点事業実施要綱」及び「子ども・子育て支援交付金の交付について」（平成28年7月20日付け内閣総理大臣通知）の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」 [最終改正：令和2年6月19日]等を基に、雇用契約の項目を追加し、子育て支援センターにおいて自主点検が可能なシートとして整理したものです。
- 市が調査（注）を行う際には、事前にセンターでこのシートを使って点検をいただき、調査の前に提出をお願いしています。
 - （注） [業務委託の場合] 業務委託契約書の志木市標準委託契約約款第8条に基づく調査
 - [指定管理の場合] 指定管理業務に関する協定書第13条に基づく調査
 - [補助の場合] 志木市補助金等交付規則第16条に基づく調査
 調査当日は、この自主点検シートに沿ってセンターの運営状況を確認しますので、センターの方でも、その写しを保管しておいてください。
- 「点検結果」欄は、該当する項目（いる・いない・非該当）の□を■に、又は手書きの場合はチェックを入れてください。不適合の場合は、右枠の「不適合の場合：その状況・改善方法」欄に簡潔に記載してください。

（目次）

| | |
|-------------------|---|
| 第1 開設日時・休日 | 2 |
| 第2 実施場所・設備 | 2 |
| 第3 職員の配置 | 3 |
| 第4 事業の実施 | 4 |
| 第5 事業の実施に当たっての留意点 | 6 |
| 第6 雇用契約 | 7 |

| 第3 職員の配置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|-----------------------------------|-------|------|--|--|--|-----------------------------------|--|--|--|------------------------------|--|--|--|---------------------------------|--|--|--|----------------------------------|--|
| 1 専任職員の配置 | 1) 専任職員は、子育て親子の支援に関して意欲のある者であつて、子育ての知識と経験を有する職員を配置していますか。 | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2) 専任職員を、2名以上配置していますか。 (非常勤職員でも可とされています。) | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (厚生労働省「令和2年3月全国児童福祉主管課長会議」資料) ※ 「常勤職員を配置する場合」の常勤職員とは、原則として地域子育て支援拠点事業に「週40時間程度従事する者」を想定している。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3) 専任職員は、子育て支援センターの開設時間帯を通じて当該センターの業務に専ら従事していますか。 | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (厚生労働省「令和2年3月全国児童福祉主管課長会議」資料) ※ 専任職員とは、地域子育て支援拠点を開所している時間帯を通して必ず配置され、開設時間帯は地域子育て支援拠点事業以外の業務に従事できない。 ※【会計検査院の現地検査における指摘事項】 事業の実施に当たり専任職員を2名以上配置することとなっているが、開設期間中の一部の期間や時間において、専任職員を2名配置せず実施していたため、実施要件を満たすことができず、国庫補助金等が過大に交付される事態が見受けられた。なお、過去の現地検査においても、同様の指摘により複数回返還が生じている。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4) 専任職員は、次の①及び②の研修を修了していますか。 ①子育て支援員基本研修 (子育て支援員研修事業実施要綱 別表1) ②子育て支援員専門研修(地域子育て支援コース)の「地域子育て支援拠点事業」に規定する内容の研修 (子育て支援員研修事業実施要綱 別表2-2の3) (参考) 「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)[最終改正:平成31年3月29日]の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」 ※ 地域子育て支援拠点事業実施要綱で、事業に従事する者は、上記の①及び②の研修を修了していることが望ましいとされている。 | <input type="checkbox"/> いる(全員) <input type="checkbox"/> いる(一部) <input type="checkbox"/> いない | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5) 専任職員を、次の研修に参加させ、職員の資質、技能等の向上を図っていますか。 ※ 平成30年度以降に参加させた研修について、該当するものに○を付けてください。 | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>研修内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>子育て支援員研修事業実施要綱 別表3に定める「フォローアップ研修」</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>子育て支援員研修事業実施要綱 別表4に定める「現任研修」</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>厚生労働省の委託事業「地域の人材による子育て支援活動強化研修」</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>その他業務に係る各種研修会、セミナー等 (具体的な研修名)</td> </tr> </tbody> </table> | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 研修内容 | | | | 子育て支援員研修事業実施要綱 別表3に定める「フォローアップ研修」 | | | | 子育て支援員研修事業実施要綱 別表4に定める「現任研修」 | | | | 厚生労働省の委託事業「地域の人材による子育て支援活動強化研修」 | | | | その他業務に係る各種研修会、セミナー等 (具体的な研修名) | |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 研修内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 子育て支援員研修事業実施要綱 別表3に定める「フォローアップ研修」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 子育て支援員研修事業実施要綱 別表4に定める「現任研修」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 厚生労働省の委託事業「地域の人材による子育て支援活動強化研修」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | その他業務に係る各種研修会、セミナー等 (具体的な研修名) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6) 研修代替職員配置加算を算定していますか。 ※ 当該加算は、令和2年度に創設されたもの。 | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第4 事業の実施

| | | | |
|--------|--|-----------------------------|------------------------------|
| 1 基本事業 | 基本事業として、次の①～④の取組をすべて実施していますか。 | <input type="checkbox"/> いる | <input type="checkbox"/> いない |
| | ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談、援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上） (厚生労働省「令和2年3月度全国児童福祉主管課長会議」資料) ※【会計検査院の実地検査における指摘事項】 ①の子育て親子の交流の促進等を図るための取組等について、検査の結果、拠点によって、1日当たりの親子組数に大きな差異があり、1日当たりの利用親子組数が1組以下である利用状況が低調な拠点も見受けられたとの報告がされた。 一方で、1日当たりの利用親子組数が10組超であった拠点では、利用促進のための取組として、拠点についての広報・周知等を積極的に行ったり、アンケート調査により利用親子のニーズの把握を行ったり、土曜日、日曜日等に開設するなどしている状況が見受けられたとの報告もされている。 ついては、利用が低調となっている市町村におかれては、積極的な利用促進のための取り組みをお願いしたい。 ※ ④の講習の内容については、原則、地域子育て支援拠点を利用する子育て親子を対象とした子育て支援に関する講習等が主となるが、子どもとの時間を確保するための効率よい家事のテクニックや歯科(歯磨き)指導、栄養指導などの専門的な講習など、子育て親子のニーズや要望を幅広く取り入れて柔軟に対応しながら実施していただきたい。 また、講師については、地域子育て支援拠点に従事する職員が対応することも想定されるが、謝金等により講師を招いて実施することも差し支えない。 | | |

| 2 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組 (加算分) | 基本事業に加えて、子育て支援活動の展開を図ることを目的として、次の①～④に掲げる取組のいずれかを実施していますか。 | <input type="checkbox"/> いる | <input type="checkbox"/> いない | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|---|---|------------------------------|-----------------------|-------|-------|--|--|---|--|--|---|--|--|---|--|--|--|--|
| | ※ 令和元年度・2年度に実施又は実施予定の取組に○を付けてください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">実施済み・実施予定</th> <th rowspan="2">地域の子育て支援活動の展開を図るための取組</th> </tr> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>① 拠点施設の開設場所(近接施設を含む。)を活用した一時預かり事業(法第6条の3第7項に定める事業)又はこれに準じた事業の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>② 拠点施設の開設場所(近接施設を含む。)を活用した放課後児童健全育成事業(法第6条の3第2項に定める事業)又はこれに準じた事業の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>③ 拠点施設を拠点とした乳児家庭全戸訪問事業(法第6条の3第4項に定める事業)又は養育支援訪問事業(法第6条の3第5項に定める事業)の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>④ その他、拠点施設を拠点とした市町村独自の子育て支援事業(未就学児をもつ家庭への訪問活動等)の実施</td> </tr> </tbody> </table> ※ ①～④のいずれかを実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援を実施する場合について、拠点施設の業務を円滑に実施するため、当事業の別途加算の対象となっている。 | 実施済み・実施予定 | | 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組 | 令和元年度 | 令和2年度 | | | ① 拠点施設の開設場所(近接施設を含む。)を活用した一時預かり事業(法第6条の3第7項に定める事業)又はこれに準じた事業の実施 | | | ② 拠点施設の開設場所(近接施設を含む。)を活用した放課後児童健全育成事業(法第6条の3第2項に定める事業)又はこれに準じた事業の実施 | | | ③ 拠点施設を拠点とした乳児家庭全戸訪問事業(法第6条の3第4項に定める事業)又は養育支援訪問事業(法第6条の3第5項に定める事業)の実施 | | | ④ その他、拠点施設を拠点とした市町村独自の子育て支援事業(未就学児をもつ家庭への訪問活動等)の実施 | |
| 実施済み・実施予定 | | 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | 令和2年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ① 拠点施設の開設場所(近接施設を含む。)を活用した一時預かり事業(法第6条の3第7項に定める事業)又はこれに準じた事業の実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ② 拠点施設の開設場所(近接施設を含む。)を活用した放課後児童健全育成事業(法第6条の3第2項に定める事業)又はこれに準じた事業の実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ③ 拠点施設を拠点とした乳児家庭全戸訪問事業(法第6条の3第4項に定める事業)又は養育支援訪問事業(法第6条の3第5項に定める事業)の実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ④ その他、拠点施設を拠点とした市町村独自の子育て支援事業(未就学児をもつ家庭への訪問活動等)の実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

出張広場(加算分)・・・略

| 3 地域支援 (加算分) | 次の①～④に掲げるいずれかの地域支援の取組を行っていますか。 | <input type="checkbox"/> いる | <input type="checkbox"/> いない | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|--|------------------------------|---------|-------|-------|--|--|------------------------------------|--|--|---|--|--|--|--|--|---|--|
| | ※ 令和元年度・2年度に実施又は実施予定の取組に○を付けてください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">実施済み・実施予定</th> <th rowspan="2">地域支援の取組</th> </tr> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>① 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>② 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>③ 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>④ 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組</td> </tr> </tbody> </table> | 実施済み・実施予定 | | 地域支援の取組 | 令和元年度 | 令和2年度 | | | ① 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 | | | ② 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 | | | ③ 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 | | | ④ 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 | |
| 実施済み・実施予定 | | 地域支援の取組 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | 令和2年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ① 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ② 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ③ 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ④ 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|---|--|--|---|---|---|
| | <p>※ 地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下①～④に掲げるいずれかの取組を実施する場合に別途加算の対象となっている。</p> <p>※ 「利用者支援事業の実施について」(平成27年5月21日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)[最終改正：令和2年3月27日]に定める「利用者支援事業」を同一の事業所で併せて実施する場合には、同事業において措置することとし、加算の対象とはならない。</p> <p>(厚生労働省「令和2年3月度全国児童福祉主管課長会議」資料)</p> <p>※ 多胎育児家庭等においては、身体的・精神的な負担や経済的な問題、社会からの孤立などの困難を抱えるケースが少なくなく、個別の支援を求める声が増えてきていることから、当該加算を活用して、地域子育て支援拠点を利用できない家庭に対する訪問支援等により、子育てに関する相談・情報提供を行うなどの対応をお願いしたい。</p> | | | | |
| <p>4 配慮が必要な子育て家庭等への支援 (特別支援対応加算) 【令和2年度創設】</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="272 562 975 636"> <p>障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供や相談・援助、講習の実施等</p> </td> <td data-bbox="975 562 1090 636"> <input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない </td> </tr> </table> <p>ができるよう、次の①、②に掲げる実施方法により、支援を実施していますか。</p> <p>①開設日数は、週2日程度以上とすること。</p> <p>②専門的な知識・経験を有する職員を配置等すること</p> | <p>障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供や相談・援助、講習の実施等</p> | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない | | |
| <p>障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供や相談・援助、講習の実施等</p> | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない | | | | |
| <p>5 関係機関との連携</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="272 775 975 1193"> <p>1) 他の関係機関と連携して、「乳幼児触れ合い体験(中学生や高校生等が乳幼児と触れ合う体験)」を実施していますか。</p> <p>(厚生労働省「令和2年3月全国児童福祉主管課長会議」資料)</p> <p>※ 少子化社会対策大綱及びニッポン一億総活躍プランにおいて、学校・家庭・地域で、乳幼児触れ合い体験(中学生や高校生等が乳幼児と触れ合う体験)等の子育てに対する理解を広める取組を推進することとしている。</p> <p>各都道府県におかれては、乳幼児触れ合い体験に関する内容が次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針に盛り込まれていること及び中学校、高等学校学習指導要領に記載されていることを踏まえ、実施に当たっては、子育て親子を支援している地域子育て支援拠点と連携を図るとともに、地域少子化対策重点推進交付金(「優良事例の横展開支援事業」(内閣府))を活用して、乳幼児触れ合い体験を積極的に実施していただくようお願いする。また、管内市町村においても、乳幼児触れ合い体験が実施されるよう、必要な支援等を行っていただくようお願いしたい。</p> </td> <td data-bbox="975 775 1090 1193"> <input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない </td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 1193 975 1852"> <p>2) 講習等において、ペアレントプログラムを実施していますか。</p> <p>(厚生労働省「令和2年3月全国児童福祉主管課長会議」資料)</p> <p>※ 平成28年に改正された発達障害者支援法第13条において、発達障害者の家族が地域から孤立したり、その結果児童虐待につながってしまうということがないように、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族及びその関係者への支援に努めることとなり、これを踏まえ、「ペアレントプログラムの導入促進について」(平成29年9月22日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか事務連絡)を发出し、保護者に対して楽しく子育てに臨める自信を持たせる取組であるペアレントプログラムの実施について周知を図ったところである。</p> <p>ペアレントプログラムは、子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的としたものであり、育てにくさを感じている保護者に対し、子どもの個性に合った子育てを実現するためのサポートを行い、保護者の子育てに対する意識を前向きにし、子育てをより楽しいものにするすることで、虐待予防としての効果も期待できるものであるため、発達障害やその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな子育てに関する悩みをもつ保護者にも有効とされている。</p> <p>このため、地域子育て支援拠点での講習等においてペアレントプログラムを実施することにより、子育て親子が抱える子育てに関する悩みや不安を軽減するとともに、地域子育て支援拠点の職員が子育てに関する理解を深め、職員の資質向上につながるため、市町村におかれては、積極的に活用いただくようお願いしたい。</p> </td> <td data-bbox="975 1193 1090 1852"> <input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない </td> </tr> </table> | <p>1) 他の関係機関と連携して、「乳幼児触れ合い体験(中学生や高校生等が乳幼児と触れ合う体験)」を実施していますか。</p> <p>(厚生労働省「令和2年3月全国児童福祉主管課長会議」資料)</p> <p>※ 少子化社会対策大綱及びニッポン一億総活躍プランにおいて、学校・家庭・地域で、乳幼児触れ合い体験(中学生や高校生等が乳幼児と触れ合う体験)等の子育てに対する理解を広める取組を推進することとしている。</p> <p>各都道府県におかれては、乳幼児触れ合い体験に関する内容が次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針に盛り込まれていること及び中学校、高等学校学習指導要領に記載されていることを踏まえ、実施に当たっては、子育て親子を支援している地域子育て支援拠点と連携を図るとともに、地域少子化対策重点推進交付金(「優良事例の横展開支援事業」(内閣府))を活用して、乳幼児触れ合い体験を積極的に実施していただくようお願いする。また、管内市町村においても、乳幼児触れ合い体験が実施されるよう、必要な支援等を行っていただくようお願いしたい。</p> | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない | <p>2) 講習等において、ペアレントプログラムを実施していますか。</p> <p>(厚生労働省「令和2年3月全国児童福祉主管課長会議」資料)</p> <p>※ 平成28年に改正された発達障害者支援法第13条において、発達障害者の家族が地域から孤立したり、その結果児童虐待につながってしまうということがないように、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族及びその関係者への支援に努めることとなり、これを踏まえ、「ペアレントプログラムの導入促進について」(平成29年9月22日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか事務連絡)を发出し、保護者に対して楽しく子育てに臨める自信を持たせる取組であるペアレントプログラムの実施について周知を図ったところである。</p> <p>ペアレントプログラムは、子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的としたものであり、育てにくさを感じている保護者に対し、子どもの個性に合った子育てを実現するためのサポートを行い、保護者の子育てに対する意識を前向きにし、子育てをより楽しいものにするすることで、虐待予防としての効果も期待できるものであるため、発達障害やその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな子育てに関する悩みをもつ保護者にも有効とされている。</p> <p>このため、地域子育て支援拠点での講習等においてペアレントプログラムを実施することにより、子育て親子が抱える子育てに関する悩みや不安を軽減するとともに、地域子育て支援拠点の職員が子育てに関する理解を深め、職員の資質向上につながるため、市町村におかれては、積極的に活用いただくようお願いしたい。</p> | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない |
| <p>1) 他の関係機関と連携して、「乳幼児触れ合い体験(中学生や高校生等が乳幼児と触れ合う体験)」を実施していますか。</p> <p>(厚生労働省「令和2年3月全国児童福祉主管課長会議」資料)</p> <p>※ 少子化社会対策大綱及びニッポン一億総活躍プランにおいて、学校・家庭・地域で、乳幼児触れ合い体験(中学生や高校生等が乳幼児と触れ合う体験)等の子育てに対する理解を広める取組を推進することとしている。</p> <p>各都道府県におかれては、乳幼児触れ合い体験に関する内容が次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針に盛り込まれていること及び中学校、高等学校学習指導要領に記載されていることを踏まえ、実施に当たっては、子育て親子を支援している地域子育て支援拠点と連携を図るとともに、地域少子化対策重点推進交付金(「優良事例の横展開支援事業」(内閣府))を活用して、乳幼児触れ合い体験を積極的に実施していただくようお願いする。また、管内市町村においても、乳幼児触れ合い体験が実施されるよう、必要な支援等を行っていただくようお願いしたい。</p> | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない | | | | |
| <p>2) 講習等において、ペアレントプログラムを実施していますか。</p> <p>(厚生労働省「令和2年3月全国児童福祉主管課長会議」資料)</p> <p>※ 平成28年に改正された発達障害者支援法第13条において、発達障害者の家族が地域から孤立したり、その結果児童虐待につながってしまうということがないように、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族及びその関係者への支援に努めることとなり、これを踏まえ、「ペアレントプログラムの導入促進について」(平成29年9月22日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか事務連絡)を发出し、保護者に対して楽しく子育てに臨める自信を持たせる取組であるペアレントプログラムの実施について周知を図ったところである。</p> <p>ペアレントプログラムは、子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的としたものであり、育てにくさを感じている保護者に対し、子どもの個性に合った子育てを実現するためのサポートを行い、保護者の子育てに対する意識を前向きにし、子育てをより楽しいものにするすることで、虐待予防としての効果も期待できるものであるため、発達障害やその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな子育てに関する悩みをもつ保護者にも有効とされている。</p> <p>このため、地域子育て支援拠点での講習等においてペアレントプログラムを実施することにより、子育て親子が抱える子育てに関する悩みや不安を軽減するとともに、地域子育て支援拠点の職員が子育てに関する理解を深め、職員の資質向上につながるため、市町村におかれては、積極的に活用いただくようお願いしたい。</p> | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない | | | | |

| 第5 事業の実施に当たっての主な留意事項 | | |
|--|--|---|
| 1 個人情報の保護 | 1) 事業に従事する者(学生等ボランティアを含む。)は、業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に使用していませんか。 | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない |
| | ※ 地域子育て支援拠点事業に従事する者は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。(児童福祉法第34条の1第2項) | |
| | 2) 事業に従事する者及び事業に従事した者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用する子育て親子の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。 | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない |
| ※ 雇用契約、誓約書又は就業規則等において、就業期間中はもとより離職後も含めた守秘義務を課すなど、事業に従事する者の個人情報保護に関する措置を講じることが考えられる。 | | |
| 2 事業を営む者の責務 | 相談等を通じて、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活の課題を把握した場合には、必要に応じて、適切な支援関係機関につなぐように努めていますか。 | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当 |
| | ※ 地域子育て支援拠点事業を行うものは、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めよう努めなければならない。 (社会福祉法第106条の2)(平成29年の法改正で、平成30年4月から施行) | |
| 3 利用する子育て親子の安全確保 | 1) 利用する子育て親子の安全確保に配慮して事業を行っていますか。 | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない |
| | 2) 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っていますか。 | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない |
| | 3) 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備していますか。 | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない |
| | 4) 利用する子育て親子の入退館を管理・記録していますか。 | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない |
| | (厚生労働省「令和2年3月全国児童福祉主管課長会議」資料) ※ 各市町村におかれては、事故等の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう引き続き子育て親子の安全・安心な居場所づくりを進めていただきたい。 さらに、利用親子の入退館を管理・記録し、利用親子の状態を見極めた予防的な関わりに努めるとともに、安全な利用環境の確保に努めていただきたい。 | |
| 4 虐待の防止 | 1) 事業に従事する者に対し、児童虐待防止等に関する研修を実施していますか。 | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない |
| | ※ 埼玉県虐待禁止条例では、児童福祉施設等の設置者若しくは事業を行う者に、施設内での従業者に対する児童虐待防止等に関する研修の実施を義務付け、従業者には当該研修の受講を義務付けている。 | |
| | 2) 事業に従事する者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めていますか。 | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない |
| | 3) 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに、市町村、児童相談所等に通告していますか。 | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当 |
| ※ 児童虐待防止法第6条にある通告は、守秘義務違反には該当しない。 同条第3項で、「刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、・・・通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない」と規定されている。 | | |
| 5 利用者向け周知内容 | パンフレットなどの利用者向けの周知資料について、正確な情報を記載していますか。 | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない |
| | (厚生労働省「平成31年3月全国児童福祉主管課長会議」資料) ※ 【会計検査院の現地検査における指摘事項】 国庫補助金等の過大交付の返還には至らなかったものの、検査の過程で、事業者が作成しているパンフレット等の周知資料において、開設時間等の表示が実態と異なっているといった事例も散見された。 | |
| 6 使用料(利用料金) | センターの使用料(利用料金)は、市内に居住する利用者だけでなく、市外に居住する利用者についても無料としていますか。 | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない |

第6 雇用契約

1 雇用契約

雇用（労働）契約の締結に際し、従業者に対し、賃金、労働時間等の労働条件を書面の交付等により明示していますか。

いる
 いない

**【雇用・労働契約の成立】
(民法第623条)**

※ 雇用は、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる。

(労働契約法第6条、第7条、第12条、第4条)

※ 労働契約は、労働者と使用者が、「労働すること」「賃金を支払うこと」について合意すると成立する。
 ※ 労働契約を締結する場合に、使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合には、労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件によるものとなる。

ただし、労働契約において、労働者と使用者が就業規則の内容と異なる労働条件を合意していた部分については、その合意していた内容が、労働者の労働条件となる。

なお、就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については、無効となる。この場合において、無効となった部分は、就業規則で定める基準によることとなる。

※ 使用者は、労働者に提示する労働条件及び労働契約の内容について、労働者の理解を深めるようにするものとする。労働者と使用者は、労働契約の内容（期間の定めのある労働契約に関する事項を含む。）について、できる限り書面により確認するものとする。

※ 労働契約法では、労働契約について、雇用契約書など書面での作成を義務付けていないが、労働契約の内容が不明確なことによるトラブルを防ぐために、雇用契約書を取り交わしている事業所が多い。

また、「雇用契約書」の内容に、以下の「書面の交付により明示しなければならない労働条件」を含めている事業所も多い。

【労働条件の明示】

(労働基準法第15条、労働基準法施行規則第5条)

※ 労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示することを、使用者に義務付けている。

▼必ず明示しなければならない項目

▼書面（労働条件通知書等）の交付等により明示しなければならない項目

- ①労働契約の期間
期間の定めのある労働契約の場合はその期間、期間がない労働契約の場合はその旨を明示しなければならない。
- ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準
(更新をしないことが明らかな場合は、更新の基準の明示義務はない。)
- ③就業の場所、従事すべき業務
雇入れ直後の就業の場所及び従事すべき業務を明示すれば足りるものであるが、将来の就業場所や従事させる業務を併せ網羅的に明示することは差し支えない。
- ④始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換
当該労働者に適用される労働時間等に関する具体的な条件を明示しなければならない。
なお、当該明示すべき事項の内容が膨大なものとなる場合は、労働者の利便性をも考慮し、所定労働時間を超える労働の有無以外の事項については、勤務の種類ごとの始業及び終業の時刻、休日等に関する考え方を示した上、当該労働者に適用される就業規則上の関係条項名を網羅的に示すことで足りる。
- ⑤賃金（退職手当、臨時に支払われる賃金を除く。）の決定・計算・支払の方法、賃金の締切り・支払の時期
- ⑥退職（解雇の事由を含む。）

※ 書面による明示については、「当該労働者に適用する部分を明確にして就業規則を労働契約の締結の際に交付することとしても差し支えない」とされている。

(上記の.....の部分は、「労働基準法の一部を改正する法律の施行について」(平成11年1月29日基発第45号 労働省労働基準局長通達)の記載。)

※ 「期間の定めのある労働契約（有期労働契約）」を締結する場合には、契約更新の都度、労働条件の明示が必要とされている。

また、**雇用する労働者が短時間労働者（注）である場合**には、上記①～⑥の事項に加えて、次のa)～d)の事項についても、文書の交付等により明示することが義務付けられている（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第2条）。

- a) 昇給の有無 b) 退職手当の有無 c) 賞与の有無
d) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口（担当者の氏名、担当者の役職又は担当部署等）（d)の項目は平成27年4月から追加）

注) 短時間労働者：パートタイマー、アルバイト、契約社員などの名称にかかわらず、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比べて短い労働者。「所定労働時間が短い」とは、わずかでも短ければ該当する。

※ 労働条件の明示方法は、これまで書面の交付に限られていたが、平成31年4月からは、労働者が希望した場合、①FAXでの送信、②電子メール等の送信（当該労働者が電子メール等の記録を出力して書面を作成できるものに限られる）により明示することができるようになった。

⑦昇給

▼使用者が以下の項目に関する定めをした場合に、明示しなければならない項目

- ①退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定・計算・支払の方法、退職手当の支払の時期
- ②臨時に支払われる賃金（退職手当を除く。）、賞与、精勤手当、勤続手当、奨励加給、能率手当、最低賃金額
- ③労働者に負担させるべき食費、作業用品等
- ④安全、衛生
- ⑤職業訓練
- ⑥災害補償、業務外の傷病扶助
- ⑦表彰、制裁
- ⑧休職

※ 短時間労働者を雇用する事業主は、上記の文書の交付等により明示することが義務付けられている事項以外のものについても、文書の交付等により明示するように努めるものとされている。

※ 労働条件通知書の様式は、厚生労働省のホームページに掲載されている（労働基準法関係主要様式ダウンロードコーナー）。